

# 議 事 録

会議の名称	平成 31 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 1 回 定 例 会
開催日時	平成 31 年 1 月 24 日 (木) 午後 4 時 00 分
開催場所	秦 荘 庁 舎 2 階 大 会 議 室
出席者	<p>【教育委員】 4 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨</p> <p>【事務局】 8 名            教育管理部長 中村治史 教育振興課主監 田中幹雄            教育振興課課長 北川 寛 生涯学習課長 藤居祐司            歴史文化博物館長 大友 暢 給食センター所長 本田康仁            図書館長 茶谷えりか 教育振興課係長 増居志穂</p> <p>【傍聴人】 1 名</p>
議事日程	<p>日程第 1 議案第 1 号 愛 荘 町 い じ め 防 止 基 本 方 針 の 改 定 に つ い て</p> <p>日程第 2 議案第 2 号 愛 荘 町 体 育 施 設 の 管 理 運 営 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改正する規則について</p> <p>日程第 3 承認第 1 号 区 域 外 就 学 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に ついて</p> <p>日程第 4 承認第 2 号 要 保 護 お よ び 準 要 保 護 児 童 生 徒 の 認 定 の 専 決 処 分 につき承認を求めることについて</p>
議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
中村部長	午後 4 時 00 分開会  平成 31 年愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 1 回 定 例 委 員 会 開 会 に あ た り 職 務 代 理 者 の ご 挨拶 を お 願 い いた し ま す 。
植田職務代理者	みなさん、こんにちは。平成 31 年の愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 1 回 の 定 例 会 という こと で ご 出 席 いた だ き、あ り が と う ご ざ い ま す。今、インフルエンザが猛威をふるっており、死亡者も出ているということで、学校等でも十分に気をつけていただきたいと思います。また、町内の状況についてもお知らせいただければありがたいです。それと新聞等でいじめの自殺についての報道が絶えない状況で、第三者委員会等の取組や、学校や教育委員会の取組について、いろいろと記事が載っております。あと 2 ヶ月で進級・進学の時期となっておりますが、子どもたちのいじめ等について、出席・心の問題等について、しっかりと見極めていただくようなご指導を学校へお願いできればと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは第 1 回定例会について、よろしくお願い致します。

中村部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回定例会以降の報告事項について</li> <li>・ 就学援助費制度新入学生入学前支給について</li> <li>・ インフルエンザによる学級閉鎖について</li> </ul>
植田職務代理者	<p>ただいまの出席委員は4名で定数に達しております。 よって平成31年愛荘町教育委員会 第1回定例会は、成立いたしましたので開会をいたします。</p> <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、これを会議に諮って決定するとされています。平成30年第11回定例会の議事録が事務局からあらかじめ配布され、確認していただいていると思いますが、議事録の内容についてご異議はございませんか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
植田職務代理者	<p>それでは、平成30年第11回定例会の議事録は承認をいただきました。後ほど委員の皆様へ署名をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、本日の平成31年第1回定例会の議事録署名も全員で行いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>日程第1「議案第1号 愛荘町いじめ防止基本方針の改定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
田中主監	<p style="text-align: center;">—議案第1号を説明—</p>
植田職務代理者	<p>ただいま「議案第1号 愛荘町いじめ防止基本方針の改定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p> <p>先ほども説明にありましたように12月の定例委員会の中で改訂ということで上程され、それに修正を加えられ、再度上程されたということになりますがよろしいでしょうか。</p> <p>教育委員会と学校、家庭が密接な関係を結んでいく、それが隠しごとのない形で進めることがいじめ問題については一番大事なことだろうと思います。改訂にしたがって、いじめ問題発生時には対応していただ</p>

	<p>ればと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは質疑が無いようですのでこれより議案第1号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
植田職務代理者	<p>異議なしと認めます。よって議案第1号は原案通り可決されました。</p> <p>続きまして、日程第2「議案第2号 愛荘町体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
中村部長 藤居課長	—議案第2号を説明—
植田職務代理者	ただいま「議案第2号 愛荘町体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」の説明がありました。ご質問等ございましたら。
八島委員	2つの団体が使ったら折半、3つの団体が使ったら3分の1になるということですか。
藤居課長	そういうことです。
八島委員	その下に減免というのがありますよね。3団体が使ってそのうち1つが減免団体だったらどうなるか。3分の1でいいのか、減免の団体を除いた2団体で折半するのか。
藤居課長	減免団体を抜いて折半になります。
八島委員	それはおかしくないですか。減免団体を含めて3団体で使用しているから、例えば1時間だったら1,380円を3団体で均等に割ってもらって、そのうちの1つの団体を減免にすべきではないですか。
藤居課長	そうです。
八島委員	そういうことでいいですか。

藤居課長	そうです。
植田職務代理者	これは団体・個人は問わないので個人もきちんとカウントするのですね。
藤居課長	そういうことです。
八島委員	難しいですね。使用面積で、という人が絶対出てきますね。
藤居課長	現実的にいま想定されるのはアーチェリー競技なのですが、アーチェリー競技の場合、ナイターは上からの照明だけでなく、70m先の的に弓を放つという特殊な競技なので相当な照明器具が必要になってきます。アーチェリー協会にお伺いしていると、今のところ、アーチェリー競技はできるだけ日中にして夜間はスポーツ少年団のサッカー部などが時間の区切りを持って利用の形態を作っていくというのが現実的な使い方になると思います。
八島委員	指定管理に出されるのか？
藤居課長	はい。
植田職務代理者	今やっているところが指定管理者になるのですね。照明だけ別ではないですね。
藤居課長	すべて指定管理者で対応することになります。
植田職務代理者	今はどこが指定管理者ですか。
藤居課長	指定管理者は愛荘町体育協会です。
植田職務代理者	使い方はいろいろあるかもしれませんがきちんとやっていただければと思います。 よろしいですか。  質疑が無いようですのでこれより議案第2号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし。

植田職務代理人	<p>異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案通り可決されました。</p> <p>続いて議題に入る前に、次の承認第 1 号および第 2 号については個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により、「人事に関する事件その他の事件について、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決した時は、これを公開としないことができる。」となっております。この議案については公開しないこととしてよろしいかお諮りします。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
植田職務代理人	<p>異議なしと認めます。よって承認第 1 号および第 2 号は非公開といたしますので傍聴人は一時退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—傍聴人退席—</p> <p>●<u>上記の決定により、「承認第 1 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、『承認第 2 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて』は非公開とする。</u></p>
植田職務代理人	<p>傍聴人の入場を認めます。</p> <p style="text-align: center;">—傍聴人入場—</p>
植田職務代理人	<p>以上で平成 31 年第 1 回定例会の案件はすべて終了しました。</p> <p>午後 4 時 35 分閉会</p>